

長柄「ふる里村」
自治会規約

(令和6年5月26日改定)

長柄「ふる里村」自治会

目 次

長柄「ふる里村」	頁
1. 自治会規約	
第1章 総則	1
第2章 自治会員	2
第3章 自治会役員	4
第4章 総 会	6
第5章 役員会	7
第6章 会 計	8
第7章 雑 則	10
2. 自治会会費の規定	11
3. 寄贈・慶弔金規定	13

1. 長柄「ふる里村」自治会規約

第1章 総 則

第1条 目的

長柄「ふる里村」自治会（以下「本会」という）は、会員（村民）が自由にして豊かな生活を営み、会員相互の交流と親睦の輪を広げ、環境の保全をはかり、もって長柄「ふる里村」憲章を 実りあるものとするを目的とする。

なお、この規約は、地方自治法第260条の2の第2項に基づき定められている。

第2条 定義

この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①長柄「ふる里村」憲章・・・自治会員の総意によって定められた憲章
- ②「建築・景観協定」・・・自治会員の総意によって定められた建物の建築および環境に関わる協定
- ③長柄「ふる里村」自治会規約（以下「本規約」という。）

第3条 本会の対象区域

- (1)本規約、「建築・景観」協定の適用区域は、長柄「ふる里村」の範囲とする。
- (2)長柄「ふる里村」範囲外から編入の申し入れがあった場合は、長柄「ふる里村」に隣接し、かつ施設を供用するかなど「自治会役員会」で協議した上で是非を決定する。

第4条 規約の遵守義務

自治会員とその家族または社員は、長柄「ふる里村」憲章、本規約ならびに建築協定および環境協定など、本会が定めた規約を誠実に遵守する義務を負う。

第5条 事務所所在地

本会の主たる事業所は、長柄「ふる里村」内の長柄「ふる里村」自治会事務所（千葉県長生郡長柄町上野471-5）に置く。

第6条 事業活動

本会は次の事業を行う。

1. 「ふる里村」憲章を守るために必要な生活環境の整備ならびに保全
2. 「建築・景観」協定に基づく居住ならびに自然環境の保全
3. 会員の快適な居住に必要な防犯、防災、衛生、汚水処理等諸施設の整備と管理
4. 会員相互の交流と親睦
5. リソルの森株式会社との協力関係の維持
6. 地元の諸行政機関や各種団体等と友好的な関係の維持

第2章 自治会員

第7条 自治会員

本会は次の会員をもって、組織する。

1. 正会員と会員

(1) 正会員

代表権を有する。

①長柄「ふる里村」に専有地を有する個人および法人の代表者、もしくは本会規約により会員名簿に登録されているもの。

②長柄「ふる里村」に住居を所有、本会規則により会員名簿に登録されているもの

(2)正会員の家族、共同名義者あるいは法人の家族または法人からとくに登録された社員は代表権をもたない会員とし、正会員に準ずる。(第23条参照)

2. 準会員

正会員の住居を賃借している者。

3. 名誉会員

本会对し功績がある者

第8条 会員資格の取得

本会の会員資格は、以下で取得する

1. 正会員および会員は、「長柄「ふる里村」」に専有土地を所有した時。

なお、会員は所定の加入届出書を本会事務所に1ヶ月以内に提出し、本規約、「建築・景観協定」など諸規約の説明を受けることにより資格を得る。

2. 準会員および名誉会員

本会の役員会で推挙され、総会において承認されたとき取得する。

第9条 会員資格の喪失

1. 会員および準会員は、専有土地を売却もしくは転居などにより失った時資格を喪失する。資格を喪失した時は速やかに「自治会」に届け出る。

2. 名誉会員

役員会の議決により喪失する。

第10条 会員資格の継承

1. 相続などにより正会員の資格と権利を継承する場合は、本会に届出、役員会の承認を得て、これを継承する。

2. 法人においては、代表者の変更や登録者の変更により、正会員の資格と権利を継承する場合は、本会に届出、役員会の承認を得て、これを継承する。

第11条 会員の権利と相互理解

1. 正会員またはその会員は、本会の総会に出席して、議事を審議し、役員を選出する。
2. 会員は本会の事業と運営に関して、相互の意見交換をはかり、相互の理解を得る。
3. 会員はこの規約に定められるほか、「建築・景観協定書」などの規定を尊重して、相互の理解をはかるものとする。
4. 会員はこの規約に定められるほか、自己の専有地に対し、積極的に環境保全に努めるものとする。
5. 自治会員は、本会が主催する行事などに参加することができる。

第12条 会員の特典

会員は次の特典を有する。

1. MTC（メディカルトレーニングセンター）の施設を特別料金（別に定める）をもって利用することができる。
2. 本会と提携する施設を特別料金をもって利用することができる。

第3章 自治会役員

第13条 役員の構成

本会に次の役員を置く

1. 会長1名、副会長2名まで、理事若干名、監事2名をおく。
2. 会長は重要事項を諮問するため、前項に定める役員のほかに、顧問または相談役を推挙し、特別役員とすることができる。
3. 会長、副会長は理事の資格を有する。

第14条 役員の選任

1. 役員は次に該当する者の中から選出する。
 - ①専有地を有する個人会員の場合
 - イ. 正会員またはその配偶者
 - ロ. 正会員の二親等以内の親族
 - ②法人の場合
 - イ. 法人代表者またはその配偶者、二親等以内の親族
 - ロ. 法人代表者が選任する法人役員もしくは社員
2. 会長は、選挙による方法、または役員会の推挙による方法で1. の者の中から選任し、総会の承認を得る。
3. 会長が1. の者の中から毎年半数の理事を指名し、総会の承認を得る。
なお、理事の指名にあたっては、1名以上は村内在住会員を選任すること。
4. 副会長は各期役員の互選により選任し、総会の承認を得る。
5. 監事は、役員会の推挙により1. の者の中から選任し、総会の承認を得る。
ただし、1名以上は村内在住会員を選任すること。
6. 地区単位の当番制を制定し輪番体制にて選任する。
なお、役職は当番者の互選とする

第15条 役員の任期

1. 各役員の任期は1期2年とし、選出された総会から各期末に続く総会までとする。
ただし、再任は1期のみを原則とする。
2. 役員に事故があり、職務継続が困難と判断されるときは、役員会の議決を得て辞任または解任することができる。
3. 役員に欠員が生じたときは、役員会の議決を得て補充を行い、次期総会で承認を得る。その役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 任期の満了または辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行うものとする。

第16条 役員の職務・役員手当

1. 役員は、法令、規約および規則ならびに総会や役員会の決議に従い、本会の職務を遂行する。

2. 役員手当

- ①会長は、1万円／月（年間12万円）上限とし支給する。
- ②役員は、2千円／月（年間2万4千円）上限とし支給する。

第17条 会長

1. 会長は本会を代表し、本会の事務を統轄する。
2. 会長は、本会の重要事項については、役員会にはかり会務を処理する。
3. 会長は、必要に応じて役員会を召集し、その議長となる。
4. 会長は、総会を招集する。
5. 会長は、通常総会において、本会業務の執行について報告および計画を行う。
6. 会長は役員会の承認を受けて、他の理事または会員にその職務の一部を委任することができる。
7. 会長は、特別役員からなる委員会を設け、重要事項を諮問あるいは会務を処理することができる。

第18条 副会長

1. 副会長は会長を補佐し、本会の事務を処理する。
2. 会長に事故あるときは、予め定める順序に従い副会長のひとりが会長の職務を代行する。
3. 会長の職務の継続が困難と判断されるときは、副会長のひとりが役員会の議決を得て会長の職務を継続し、次期総会で承認を得て残任期間会長となる。

第19条 理事

1. 理事および監事は、役員会を構成し、本会の会務を掌握するとともに会務を処理する。
2. 理事のうち1名に会計担当を委嘱する。
3. 会計担当理事は、自治会費の徴収、収納、保管、運用および支出などの会計業務を行う。

第20条 監事

1. 監事は、役員会に出席し会務を掌握するとともに、本会の業務の執行および会計や財産の状況を監査し、その結果を定時総会に報告する。
2. 監事は、本会の業務の執行および会計や財産の状況に不正があると認めるときは、臨時総会を召集することができる。

第4章 総会

第21条 総会の招集

1. 会長は会計年度経過後2ヶ月以内に定時総会を開くものとする。その他必要に応じ、役員会の決議を経て、臨時総会を開くことができる。
2. 会長は、5分の1以上の正会員からの請求があったときは、臨時総会を開かなければならない。
3. 総会（臨時総会を含む）を招集するときは、議案、日時、場所を定め、開催日の2週間前までに会員に文書を持って通知する。

第22条 総会

1. 総会では、自治会に係るすべての事項について審議および決議や承認を行う。
 - ①年間の事業計画および収支予算の承認。
 - ②事業計画および収支決算の承認。
 - ③役員を選任および解任
 - ④規約の変更
 - ⑤その他本会の運営に関する主要事項の審議。
 - ⑥「建築・景観協定書」等の変更
 - ⑦資産の取得または処分
 - ⑧債権債務にかかわる契約などの行為などの重要な項目について審議、決議や承認を行う。
2. 総会は、4分の1以上の正会員が出席することにより成立し、その議決権の過半数によって決議する。

※総会成立要件の出席者数は委任状数も加えた数とする。
3. 総会の議長は、総会出席者の半数以上の承認を得た役員または正会員が務める。

第23条 会員の議決権

1. 正会員の議決権は、平等とし、世帯の構成員数分の一票（一世帯で一票）とする。第7条にある代表権を有するものは、自治会の議決を要する事項について、議決権を有する。
2. 正会員が総会に出席できない場合は、書面または代理人により議決を行使することができる。

また、電磁的方法*による議決も行うことができる。（地方自治法第260条18の3令和3年9月1日施行） *電磁的方法:メール、WEBサイト、アプリケーションなど
3. 議決は議長の裁量により、挙手または投票により行う。

また、第2項の正会員が総会に出席できない場合の議決の行使を加えること。

第24条 総会議事録

1. 総会の議決については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議事の経過とその結果を記載し、議長および総会に出席した議長の指名する2名の役員が署名捺印し、自治会に保管する。
3. 議事録は、正会員の請求があるときは、閲覧することができる。

第5章 役員会

第25条 役員会

1. 役員会は、自治会役員をもって構成し、自治会の運営の責を負う。
2. 役員会は、会長が招集、議長は会長または会長が指名する者が務める。ただし、役員は、会長に役員会の招集を請求することができる。
3. 役員会は、役員の半数以上の出席により成立し、議事はその過半数により議決する。
4. 役員が役員会に出席できない場合は、その議決権を書面によって行使するか、他の役員、または欠席する役員が擁する会員を代理人として行使することができる。また、電磁的方法による議決も行うことができる。

第26条 役員会議事録

1. 役員会の議決については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議事の経過とその結果を記載し、議長および役員会に出席した2名の役員が署名捺印し、自治会に保管する。
3. 議事録は、正会員の請求があるときは、閲覧することができる。

第6章 会 計

第27条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 自治会費などの徴収

本会を運営するために、正会員は会費を支払うものとする。その額は役員会で決議し、総会の承認を得て決定する。

第29条 自治会管理費の支出

自治会費は、預金口座に保管し、以下に挙げる経費に支出する。

1. 自治会活動ならびに運営費

- ①自治会活動費
- ②会議費
- ③広報、連絡業務、役員活動などの運営費
- ④人件費、備品費、通信費などの事務費

2. 共用施設、設備の維持管理

- ①汚水処理場など共用施設や設備の新設、保守、維持あるいは補修などの管理運営費
- ②公租公課
- ③ごみ処理などの管理費

第30条 特別積立金

本会は、災害時等の不測の事態の予備費として、自治会管理費とは別に特別積立金を用意する。特別積立金は、預金として保管し、以下の事由時に支出する。

1. 災害時等不測な事態による特別な出資で、役員会で承認を得たもの
2. 総会で決議された支出

第31条 収支予算の作成および変更

会長は、毎会計年度の収支予算案を定期総会に提出し承認を得る。収支予算案の変更は、役員会の承認を得て行う。収支予算案を大きく変更する場合は、予算案を役員会の決議を経て、臨時総会に提出して、承認を得るものとする。

第32条 預金口座

本会の会費および特別積立金は、役員会の議決を経た預金口座に保管する。

第33条 会計報告

会長は、毎会計年度の収支決算を、監事の会計検査を経て、定期総会に提出し承認を得る。

第34条 帳簿類の作成および保管

自治会は、会計帳簿、什器備品台帳、自治会会員名簿、総会や役員会の議事録および日々の業務日誌など、関連する帳簿類を作成し、保管しなければならない。

第7章 雑 則

第35条 規約あるいは協定違反者への措置・提訴

1. 自治会員またはその他の者が、この規約ならびに「建築・景観」協定に違反し、秩序を乱す行為を行った場合またはその行為を成すおそれがある場合は、自治会は役員会の決議を得て、その是正に必要な勧告、または指示もしくは警告を行うことができる。
2. 前項の請求があった場合、当該者はこれに従うものとする。
3. 前項の請求があった場合、当自治会は、役員会の議決に基づいて、裁判を起すことができる。（民事訴訟法第29条より）

第36条 規約の改廃

本規の変更（改廃）は、役員会の議決を経て、総会において総会員の過半数の議決を得なければならない。

第37条 細則の制定

会長または、役員会は、本規約に反しない限り必要事項を細則で定めることができる。

第38条 解散

自治会は、地方自治法第260条の20に規定する事由により、解散することができる。総会の決議による解散の場合は、総会員の過半数の議決を得なければならない。

第39条 清算、残余財産の処分

自治会が解散時に有する残余財産は、総会において総会員の過半数の議決を得なければならない。

第40条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第42条

この規則は、自治会会員総会の議決を得た日より効力を発する。

2. 自治会会費の規定

第1条 自治会費等の徴収

自治会を運営するために、正会員は会費を支払うものとする。

第2条 自治会費等の徴収基準

自治会費は、正会員が有する専有区画数および持家または持社屋の有無をもとに決めるものとする。

第3条 専有区画数の考え方

正会員の専有区画数は、有する専有地から以下で求める。

専有区画数＝専有地規模（坪）／300（坪）

ただし、専有区画数は正数

専有地規模（坪）と専有区画数の概数は下表に示した。

専有区画数	専有地規模
1区画	1坪～ 599坪
2区画	600坪～ 899坪
3区画	900坪～1,199坪
4区画	1,200坪～1,499坪
5区画	1,500坪～1,799坪

第4条 専有地の用途区分

専有地は、専有者と専有地の用途により、以下に区分する。

分類	専有者	専有地の状況
1	法人	持社屋有り
2	個人	持家有り
3	法人・個人	持社屋または持家無し

なお、所有地を法人または個人の専有地にするかは、専有者の申告に基づく。

第5条 専有地の用途区分別自治会費

自治会費は、占有者と専有地の用途により、以下に区分する。

分類	専有者	持社屋または持家	自治会費
1	法人	有り	60,000円/年
2	個人	有り	60,000円/年
3	法人・個人	無し	24,000円/年
4	法人・個人	居住を所有	36,000円/年
5	法人・個人	自前下水	30,000円/年

第6条 区画地を連続して2区画以上専有している場合の扱い

区画地を連続して2区画以上専有している場合、自治会費の算定は以下で行う。

1. 法人 区画数×自治会費

自治会費は、持社屋有り 60,000円/年 土地のみ24,000円/年

2. 個人 持家有り持家1区画+(区画数-1)×土地のみ

持家無し区画数×土地のみ

自治会費は、持家1区画 60,000円/年 土地のみ24,000円/年

第7条 専有者の移転

1. 法人の専有地が、個人の専有地に変更となった場合の自治会費は、第6条2.により算出する。

2. 個人の専有地が、法人の専有地に変更となった場合の自治会費は、第6条1.により算出する。

3. 寄贈・慶弔金規定

第1条 慶弔見舞金

「ふる里村」自治会が寄贈する慶弔見舞金は次の項目とする。

- (1) リソルの森株式会社および近隣村落の祝賀行事の祝金
- (2) 近隣の機構（消防署等）への中元および年末年始の礼金
- (3) 自治会員など死亡の際の生花もしくは香典

第2条 慶弔見舞金・寄贈の発議・発案

前条(2)に関しては、役員会での発議により決定されることとし、前条の(1)および(3)は、情報を受けた自治会事務局から会長への伝達、会長が判断することとし、会長は、次の役員会で報告する。

第3条 慶弔見舞金の金額

金額は、1件当たり1万円程度とする。ただし、前条(2)は1件当たり5千円程度とする。